

旧小柴貯油施設の国有地処分条件について

1 前回の基地対策特別委員会以降の動き（地元説明状況）

(1) 金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会（10月17日）

【主な意見】

- ・自然を残しつつ、早期に公園利用できる点で、跡地利用が一步進んだ印象である。
- ・タンク等は柵をするなど、あまりお金をかけずに安全対策をしたうえで、一日でも早く公園として開放して欲しい。
- ・津波からの避難先として現状の高さを保って欲しい。
- ・民有地の扱いについては、民有地権者の意向を尊重して欲しい。
- ・公園工事中に見学会を開催して欲しい。 など

(2) 小柴米軍民有地対策委員会（10月18日）

【主な意見】

- ・国からの提案を市が受け入れることについては了解する。
- ・無償貸付では、国有地と民有地との土地交換は難しいので、引き続き民有地の扱いについて検討して欲しい。
- ・今後の公園計画の中で公園の維持管理方法や、防災面の検討も行って欲しい。
- ・土地の歴史がわかるようタンクを残した方がよい。 など

2 国への回答(案)骨子

本市としては、旧小柴貯油施設の特殊性を踏まえ、今後、無償貸付契約の締結にあたっては、

- 1 新たな工作物等が発見されるなど不測の事態が発生した場合は個々具体的に協議の上その取扱いを決定していくこと。
- 2 地下タンクなど特殊な工作物の対処には長期間要することが想定されるため、段階的な整備による部分供用を認めるとともに、供用開始までに十分な期間を確保すること。

などを契約内容に反映するよう申し入れた上で、国の提案を受け入れます。

参考：国からの提案文書「旧小柴貯油施設の無償貸付による処理について」[資料2](#)

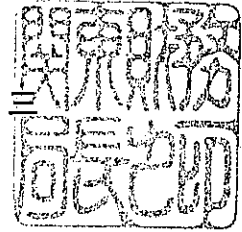
3 今後の予定

平成 24 年 11 月中旬	本市方針決定 財務省関東財務局長への文書回答
11 月下旬～12 月	財務省内での方針決定
平成 25 年 2 月～3 月	国有財産関東地方審議会答申

関財国調3第 87 号
平成24年 8月31日

横浜市 長 殿

関東財務局長 菅野 良



旧小柴貯油施設の無償貸付による処理について

平素より国有財産行政に御理解、御協力いただき感謝申し上げます。

さて、貴市から提出された「国の制度及び予算に関する提案・要望書」（平成18年7月）において、市内米軍施設の返還と跡地利用の推進として、「米軍施設返還跡地利用指針」（18年6月）に沿った国事業の実施や国有地の無償利用等の考慮、及び土壌汚染対策・工作物等にかかる適切な処理が提案・要望されています。

原則として、返還財産の処分条件は、公園として処理する場合においては、その2/3を無償貸付、残余の1/3を時価売払することとしております。

しかしながら、当局としては、貴市において下記の要件を了解していただけるのであれば、対象財産の特殊性を踏まえ、全面積の無償貸付を行うことにより、貴市の利用計画の実現に協力してまいりたいと考えております。

本提案について、御見解を承りたく存じます。

記

1. 対象財産の表示

所在地	横浜市金沢区柴町外
区分・数量	土地 ・ 511,859.15 m ² 建物 ・ 2,501.85/2,501.85 m ² 工作物 ・ 一式（貯油タンク 34基ほか） 立木竹 ・ 540本
旧口座名	小柴貯油施設

2. 全面積無償貸付の要件

ア 貴市の利用計画に応じた工作物の撤去及び土壌汚染の除去は、貴市において実施する。国は、貴市に対して無償貸付するものであることから、民法第596条の規定において準用する同法第551条に基づき瑕疵担保責任を一切負わない。

イ 貴市は、上記アに掲げる工作物のほか、施設内に存置する建物、機械器具及び工作物の解体・撤去にあたっては、事前に国と協議する。

ウ 本件処理は、本財産の特殊性を踏まえ特例として全面積について無償貸付するものであり、他の返還事案に影響を及ぼすものではない。

以上